

Tax news letter

2025年（令和7年）度税制改正大綱の主な改正点

2024年12月20日に与党より、2025年度税制改正大綱が公表されました。本ニュースレターでは特に個人富裕層、中小企業オーナー及び中小企業に関係する主な改正点を中心にご紹介いたします。

なお、税制改正の詳細は改正法案等の公表を待たなければならず、今後の国会審議等により内容に変更が生じる可能性があります。また、本文の右側に記載した解説は、現時点で公表されている資料に基づいた筆者の個人的な見解が含まれており、今後提出される法案等の内容によっては異なる取り扱いになる可能性があります。

<目次>

- I. 所得税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
 - 1. 基礎控除・給与所得控除の見直し
 - 2. 扶養控除の見直し
 - 3. 確定拠出年金制度の見直し
 - 4. 退職所得控除額の調整規定等の見直し
 - 5. 住宅ローン控除の拡充
 - 6. 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充
 - 7. 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充
 - 8. 所得税の確定申告書の添付書類の見直し
 - 9. 法人課税信託に係る所得税課税の適正化
- II. 法人税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P5
 - 1. 防衛特別法人税の創設
 - 2. 中小企業者等の法人税率の特例の延長
 - 3. 中小企業経営強化税制の延長
 - 4. 中小企業投資促進税制の延長
 - 5. 地域未来投資促進税制の延長
 - 6. リース取引の見直し
 - 7. 企業版ふるさと納税の延長
 - 8. 非適格合併等に係る調整勘定の算定方法の明確化
- III. 相続税・贈与税・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P8
 - 1. 事業承継税制の見直し
 - 2. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置
 - 3. 相続税の物納制度の見直し
- IV. その他の税目・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P9
 - 1. 外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し
 - 2. リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例（消費税）
 - 3. 納税通知書等に係る eLTAX 経由での送付

I. 所得税

1. 基礎控除・給与所得控除の見直し

(1) 基礎控除

基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げる。

合計所得金額	改正前	改正後
2,350万円以下	48万円	58万円
2,350万円超 2,400万円以下		48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	16万円
2,500万円超	0円	0円

なお、上記の改正は、2025年分以後の所得税について適用し、給与等及び公的年金等の源泉徴収については、2026年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について適用する。

(2) 給与所得控除

給与所得控除の最低保障額を10万円引き上げる。

給与所得控除	改正前	改正後
最低保障額	55万円	65万円

なお、上記の改正は2025年分以後の所得税について適用する。

2. 扶養控除の見直し

(1) 特定親族特別控除

生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等で控除対象扶養親族（合計所得金額が48万円以下）に該当しないものを有する場合に、新たに次の控除を設ける。

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	51万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

なお、上記の改正は、2025年分以後の所得税について適用する。

(参考) 特定扶養親族に係る扶養控除

親族等の合計所得金額	控除額
48万円以下	63万円
48万円超	0円

【税制改正の方向】(解説)

【減税】

いわゆる「103万円の壁」の見直しです。2020年に基礎控除を10万円増額しましたが、給与所得控除を10万円減額しているため、実質的には1995年に基礎控除を3万円増額した改正から30年ぶりの基礎控除の引き上げです。

基礎控除と併せて給与所得控除の最低保障額を10万円引き上げることで、所得税がかからない給与の上限が123万円となります。

住民税については給与所得控除の最低保障額は10万円引き上げますが、基礎控除は据え置きます。

なお、社会保険には週20時間以上働き、年収が106万円（従業員50人以下の企業は130万円）を超えると厚生年金への加入が義務付けられる「106万円又は130万円の壁」があり（企業規模と賃金に関する要件が撤廃される方向で議論が進んでいますが）、3号被保険者の働き控えの要因となっています。

基礎控除と給与所得控除の引き上げは、2025年分から反映されますが、源泉徴収税額の変更が間に合わないため、年末調整において適用されます。

なお、少数与党のため、与党が決定した税制改正大綱も今後の国会審議の中で修正される可能性があります。

【減税】

厳しい人手不足の中で税制を原因とする大学生アルバイトの就業調整が問題となっています。

19歳から22歳までの特定扶養親族の子を持つ親に適用される扶養控除の要件を緩和するとともに、段階的に控除額を減少させる仕組みを導入します。

子の給与収入が103万円を超えると63万円の扶養控除が0になってしまいますが、改正後は給与収入が150万円までであれば63万円の控除が適用できます。また、150万円を超えたとしても給与の増加額に応じて9段階で控除額が減少する仕組みになります。

(2) その他の控除

① 配偶者控除・扶養控除

同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額の要件を58万円以下（改正前：48万円以下）に引き上げる。

② ひとり親控除

ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件を58万円以下（改正前：48万円以下）に引き上げる。

③ 勤労学生控除

勤労学生の合計所得金額の要件を85万円以下（改正前：75万円以下）に引き上げる。

④ 改正の時期

上記の改正は、2025年分以後の所得税について適用する。

3. 確定拠出年金制度の見直し

(1) 拠出限度額を次のとおり引き上げる

① 個人型確定拠出年金（iDeCo）の拠出限度額（月額）

区分	改正前	改正後
第1号被保険者	68,000円	75,000円
第2号被保険者（企業年金加入）※	20,000円	62,000円
第2号被保険者（企業年金未加入）	23,000円	62,000円

※ 改正後は、62,000円から確定給付企業年金の掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額

② 企業型確定拠出年金（企業型DC）の拠出限度額（月額）

区分	改正前	改正後
企業型確定拠出年金の限度額※	55,000円	62,000円

※ 確定給付企業年金の加入者は、確定給付企業年金の掛金相当額を控除した額

(2) 上記の他、次の見直しを行う

① 個人型確定拠出年金について、一定の要件の下で70歳までの者の加入を可能とし、拠出限度額を月額62,000円とする。

② 企業型確定拠出年金のマッチング拠出について、加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする要件を廃止する。

③ 国民年金基金の掛金額の上限を月額75,000円とする。

4. 退職所得控除額の調整規定等の見直し

(1) 退職手当等（老齢一時金を除く）の支払を受ける年の前年以前9年以内に老齢一時金の支払を受けている場合には、当該老齢一時金について、退職所得控除額の勤続期間等の重複排除特例の対象とする。

＜重複排除特例の対象期間＞

先に退職金を受給	①退職金	⇒	②DC一時金
			前年以前19年以内
先にDC一時金を受給	①DC一時金	⇒	②退職金
(改正前)			前年以前4年以内
(改正後)			前年以前9年以内

給与所得控除の最低保障額の引き上げ等にあわせて、配偶者控除、扶養控除、ひとり親控除、勤労学生控除の所得金額の要件もそれぞれ10万円引き上げます。

【減税】

DC・iDeCoの拠出限度額を引き上げます。

国民年金の1号被保険者の限度額を7,000円引き上げ、月額75,000円にします。

厚生年金に加入している2号被保険者について、勤務先の企業年金の有無等により拠出限度額の差異を解消する観点から、iDeCoの限度額を穴埋め型で引き上げ、月額62,000円にします。

企業年金に加入している者は、62,000円からDBとDCの掛金を控除した額がiDeCoの拠出限度額となります。

DCにおけるマッチング拠出（企業の掛金に対し、従業員が掛金を上乗せできる仕組み）について、従業員の掛金の額は、企業の掛金の額を超えることができないとする要件を廃止するとともに、一定の要件の下でiDeCoの加入可能年齢を70歳に引き上げます。

【増税】

一定期間内に複数の退職手当等の支払いを受ける場合には、退職所得控除額について重複期間を排除して勤続期間を計算します。

会社から退職金を受け取り、その後でDCの一時金を受給した場合はDC一時金を受給した前年以前19年以内に他の退職手当を受け取った場合に、重複排除規定が適用されますが、先にDC一時金を受給して、その後に退職金を受け取った場合は、重複排除規定の適用期間は4年とされています。

- (2) 老齢一時金に係る退職所得の受給に関する申告書の保存期間を10年とする。
- (3) 退職手当等の支払いをする者は、退職手当等の支払を受ける全ての居住者（現行は役員のみ）に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出しなければならないこととする。
- (4) 上記の改正は、2026年1月1日以後に老齢一時金の支払を受けている場合であって、同日以後に支払を受けるべき退職手当等について適用する（源泉徴収票の提出については2026年1月1日以後に提出すべきものについて適用）。

5. 住宅ローン控除の拡充

(1) 借入金限度額の拡大

19歳未満の扶養親族を有する者又は自身若しくは配偶者のいずれかが40歳未満の者（以下「特例対象個人」という。）が2025年1月1日から12月31日までの間に入居した場合の住宅ローン控除の借入金限度額を以下の通りとする。

住宅区分	改正前	改正後
認定住宅	4,500万円	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	3,500万円	4,500万円
省エネ基準適合住宅	3,000万円	4,000万円

(2) 新築住宅の床面積要件の緩和

新築住宅の床面積要件について、合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和する措置を継続する。

6. 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充

特例対象個人が、その所有する自宅に子育て対応改修工事を行い、2025年1月1日から12月31日までの間に居住の用に供した場合、250万円を限度として標準的な工事費用相当額の10%を所得税額から控除する。なお、合計所得金額が2,000万円を超える者については適用しない。

7. 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

- (1) 新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が23歳未満の扶養親族を有する場合には、2026年分における控除額の計算を次のとおりとする。

年間の新生命保険料	控除額
30,000円以下	新生命保険料の全額
30,000円超 60,000円以下	新生命保険料×1/2+15,000円
60,000円超 120,000円以下	新生命保険料×1/4+30,000円
120,000円超	一律60,000円

- (2) 旧生命保険料及び上記(1)の適用がある新生命保険料を支払った場合には、一般生命保険料控除の適用限度額は6万円（改正前：4万円）とする。

DC一時金を先に受給し、5年間あけてから退職金を受給すると退職所得控除を満額利用可能となっていました。定年の引上げ等により退職金の受給年齢が65歳以降となるケースが増加していることを踏まえ、既にDC一時金を受給している場合は、退職金の支払いを受けた前年以前9年以内を重複排除規定の適用期間とします。

退職所得の源泉徴収票については、税務署への提出が必要な範囲は、法人の役員に対して退職手当を支給した場合のみでしたが、従業員分についても提出が必要となります。

【減税】

住宅ローン控除について、2024年限りの措置として、子育て世帯等に対し、借入限度額を、認定住宅は5,000万円、ZEH水準省エネ住宅は4,500万円、省エネ基準適合住宅は4,000万円へと上乗せするとされていましたが、2025年についても同様の措置が継続されます。

新築物件の床面積要件の緩和も継続され、2025年12月31日以前に建築確認を受けた家屋について適用します。

【減税】

子育て世帯が、子供の事故防止や対面式キッチンへの交換工事、収納設備を増設する工事等の一定の子育て対応改修工事を行った場合、工事費用の10%を控除できる制度です。

工事費の実額ではなく、標準的な工事費用の額として定められた一定の金額を基に控除額を計算します。

【減税】

23歳未満の扶養親族を有する場合に新生命保険料の一般枠（遺族保障）について、適用限度額を2万円上乗せします。一般、介護、個人年金の各控除額の合計適用限度額については現行の12万円から変更しません。

なお、適用期間は「2026年分における控除」とされていますので2027年以降の取扱いについては未定です。

8. 所得税の確定申告書の添付書類の見直し

小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除又は地震保険料控除の適用を受ける者は、控除証明書の添付又は提示に代えて、当該控除証明書の記載事項を記載した明細書を確定申告書の提出の際に添付できることとする。

この場合において、税務署長は、確定申告期限等から5年間、当該控除証明書の提示又は提出を求めることができることとし、当該求めがあったときは、その適用を受ける者は、当該控除証明書の提示又は提出をしなければならない。

上記の改正は、2026年分以後の確定申告書を2027年1月1日以後に提出する場合について適用する。

9. 法人課税信託に係る所得税課税の適正化

受益者等の存しない信託である法人課税信託に受益者等が存することとなったことにより法人課税信託に該当しないこととなった場合の所得の金額の計算について、次の見直しを行う。

- ① 当該法人課税信託が特定法人課税信託であるときは、その信託財産に属する特定株式については、当該特定株式をその該当しないこととなった時における価額により取得したものととして、当該受益者等の所得金額を計算するものとする。
- ② 当該特定株式のその直前の帳簿価額に相当する金額は、当該受益者等のその取得した日の属する年分の所得金額の計算上、総収入金額に算入しないこととする。

<特定法人課税信託>

信託財産に属する特定株式（一定の譲渡制限付き株式以外の株式をいう。）に係る発行人等が委託者となる受益者等の存しない信託である法人課税信託で、当該特定株式の発行人の役員等の勤続年数等を勘案して当該役員等が受益者等として指定されるものをいう。

II. 法人税

1. 防衛特別法人税の創設

各事業年度の所得に対する法人税を課される法人に対して、2026年4月1日以後に開始する事業年度から、防衛特別法人税を課税する。

防衛特別法人税の額は、基準法人税額（所得税額控除等を適用する前の法人税額）から基礎控除額（年500万円）を控除した金額に4%の税率を乗じて計算した金額とする。

<計算例>

課税所得：5,000万円
法人税額：1,094.4万円（中小法人等）
防衛特別法人税額：
(1,094.4万円-500万円) × 4% = 23.8万円

【一】

確定申告書を紙で提出する場合、小規模企業共済掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除の適用を受けようとする者は、控除証明書の添付が必要でしたが、e-Taxによる電子申告の場合と同様に控除証明書の添付に代えて、控除証明書の記載内容を記載した明細書の添付ができることとします。

なお、控除証明書は5年間の保管が必要です。

【増税】

法人課税信託（受託者に法人税が課税される信託）を利用して株式を役員等に交付する節税スキームに防止規定が設けられます。

S0の発行人の役員が法人課税信託に金銭を信託し、受託者がS0を購入後、権利行使して取得した株式を受益者に役員を指定して、株式を交付するスキームの場合、受益者の指定時には課税が行われず、株式譲渡時まで課税を繰り延べることができていました。

改正により、受益者等が指定されて法人課税信託に該当しなくなったときに、受益者である役員に給与所得課税を行います。

【増税】

防衛増税について、2026年4月からの法人税とたばこ税の増税を決定し、所得税の増税時期決定を先送りしました。

法人税額から500万円を控除した金額の4%が防衛特別法人税となります。

課税標準となる法人税額から500万円を控除しますので、中小法人等については課税所得が年2,438万円以下であれば、防衛特別法人税の負担は生じません。

なお、当分の間、防衛特別法人税を課するとされており、期限は決まっていません。

2. 中小企業者等の法人税率の特例の延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例について、次の見直しを行った上で、適用期限を2年延長する

所得金額	法人税率
年800万円以下	15% (特例)
年800万円超	23.2%

- ① 所得金額が年10億円を超える事業年度について、年800万円以下の金額に適用される税率を17%に引き上げる。
- ② 適用対象法人の範囲から通算法人を除外する。

3. 中小企業経営強化税制の延長

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は特別控除制度について、次の措置を講じた上で、適用期限を2年延長する。

(1) 生産性向上設備 (A 類型)

一定の時期に発売された設備で、旧モデル比で経営力向上の指標が年平均1%以上向上するものであるものの経営力向上の指標について、単位時間当たり生産量、歩留まり率又は投入コスト削減率のいずれかにより評価することとする。

(2) 収益力強化設備 (B 類型)

- ① 年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された設備の投資利益率を7%に引き上げる。

- ② 売上高100億円を目指す中小企業に係る措置を創設する。

投資計画が、経営規模拡大要件を満たすものである場合に、その計画に基づいて行う投資計画について、B類型の対象資産に建物を追加し、次の措置を講ずる。

賃上げ率 (供用年度)	内容
2.5%以上	建物に対する特別償却15%又は税額控除1%
5%以上	建物に対する特別償却25%又は税額控除2%

<経営規模拡大要件>

- 売上高100億円超及び年平均10%以上の売上高成長率を目指す投資計画であること
- 直前事業年度の売上高が10億円超90億円未満であること
- 認定日から2年以内の設備投資額が、1億円と売上高の5%とのいずれか高い金額以上であること
- 生産性の向上に資する設備の導入に伴う建物の新增設を含む計画であること
- 投資計画の計画期間中において、給与等の支給額を増加させるものであること 等

(3) デジタル化設備 (C 類型)

デジタル化設備 (C 類型) を対象から除外する。

【減税/増税】

資本金1億円以下の中小法人等に対する年800万円以下の所得に係る法人税の軽減税率の特例について、極めて所得が高い法人についてのみ、税率を17%に引き上げた上で適用期限を2年延長します。

所得が年10億円を超える法人は、年16万円の法人税負担の増加となります。

【減税】

2025年3月31日までとなっていた経営強化税制の期限を2年延長します。

経営強化税制は、対象設備ごとにA類型、B類型、C類型、Dタイプの4つの種類に分かれており、機械装置、工具器具備品、建物附属設備、ソフトウェアが対象で、特別償却の場合は取得価額の全額 (即時償却)、税額控除を選択する場合は取得価額の7% (資本金3,000万円以下の対象法人の場合は10%) を法人税額から控除できます。

A類型は旧モデルと比べて生産性が年平均1%以上改善する設備が対象ですが、生産性向上の指標を見直します。

B類型は、投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備が対象ですが、投資収益率を7%に引上げますので、適用のハードルが上がります。

また、B類型について売上高100億円を目指す中小企業に対する拡充措置として、経営規模拡大要件を満たす場合は、対象設備に建物を追加し、投資金額の1%若しくは2%の税額控除又は15%若しくは25%の特別償却を可能とします (投資金額は60億円を限度)。賃上げが条件となっており、賃上げ率によって税額控除と特別償却の限度額が異なります。

C類型は、遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備 (デジタル化設備) が対象ですが、改正により制度の対象から除外します。

4. 中小企業投資促進税制の延長

中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、みなし大企業の判定について一定の見直しを行った上で、適用期限を2年延長する。

5. 地域未来投資促進税制の延長

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は特別控除制度について、次の措置を講じた上、適用期限を3年延長する。

- ① 特別償却率を50%に、税額控除率を5%に、それぞれ引き上げる措置について対象の追加、要件の見直し等を行う。
- ② 機械装置及び器具備品の特別償却率を35%（改正前：40%）に引き下げる。
- ③ 特定地域経済牽引事業施設等に係る投資規模要件を1億円以上（改正前：2,000万円以上）に引き上げる。
- ④ 承認地域経済牽引事業の主務大臣の確認要件について、一定の見直しを行う。

6. リース取引の見直し

(1) リース譲渡に係る収益及び費用の帰属時期の特例（貸手側）

リース譲渡に係る収益及び費用の帰属時期の特例を廃止する。
なお、2025年4月1日前にリース譲渡を行った法人の2027年3月31日以前に開始する事業年度において行ったリース譲渡について、延払基準の方法（同日後に開始する事業年度にあっては、リース譲渡に係る利息相当額のみを同日後に開始する各事業年度の収益の額とする方法に限る）により収益の額及び費用の額を計算することができることとする。同時に、2025年4月1日から2027年3月31日までの間に開始する事業年度において延払基準の適用をやめた場合の繰延リース利益額を5年均等で収益計上する等の経過措置を講ずる。

(2) リース資産の減価償却費の計算（借手側）

2027年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引に係る契約に係るリース資産の減価償却について、リース期間定額法の計算において取得価額に含まれている残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点に1円（備忘価額）まで償却できることとする。

(3) オペレーティング・リース取引（借手側）

オペレーティング・リース取引により資産の賃借を行った場合において、その契約に基づき支払う金額があるときは、その金額のうち債務の確定した部分の金額は、その確定した日の属する事業年度の損金に算入する。

【減税】

中小企業が一定の設備投資を行った場合に、7%の税額控除又は30%の特別償却が適用できる制度です。

2027年3月31日までとなっていた期限を2年延長します。

【減税】

地域経済牽引計画に従って建物・機械等の設備投資を行う場合に、特別償却又は税額控除の適用を受けることができる制度です。

機械装置・器具備品は通常類型であれば40%の特別償却又は4%の税額控除で、上乗せ類型の要件を満たせば50%の特別償却又は5%若しくは6%の税額控除を受けることができます。建物・付属設備・構築物についてはすべて20%の特別償却又は2%の税額控除です。

2025年3月31日までとなっていた期限を3年延長します。

【増税/減税】

ファイナンス・リース取引を行った場合、原則として、リース資産の引き渡し時にリース資産の売買があったものとされます。

リース譲渡は法人税法において長期割賦販売等に含まれるため、貸手は延払基準又はリース譲渡に係る収益及び費用の計上方法の特例を選択することができませんが、改正により、リース譲渡の特例が廃止されます。

所有権移転外リース契約において残価保証額が定められている場合がありますが、リース資産の減価償却における取得価額は、税務上は支払リース料総額に基づき算定され、残価保証額は含まないとされています。改正により、リース資産の取得価額に残価保証を含めて計算することになります。

7. 企業版ふるさと納税の延長

企業版のふるさと納税制度について、次の措置が講じられることを前提に、適用期限を3年延長する。

- ① 寄附活用事業を実施した地方公共団体は、寄附活用事業完了時及び各会計年度終了時等に適切に実施していることを確認した書面を内閣総理大臣に提出しなければならないこととする。
- ② 寄附活用事業に係る契約等が一定の契約に該当するときは、地方公共団体は、内閣総理大臣に寄附金を支出した法人の名称の報告を行うとともに、法人名称の公表を行うこととする。

8. 非適格合併等に係る調整勘定の算定方法の明確化

非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の算定方法について、次の見直しを行う。

- ① 一定の資産評定により移転を受ける資産及び負債の価値が等しくなる場合等においてその対価がないときの調整勘定の算定方法を明確化する。
- ② いわゆる対価省略型の非適格合併等が行われた場合において移転を受ける資産等が資産超過であり、かつ、一定の資産評定を行っていないとき等における処理の方法を適正化する。

III. 相続税・贈与税

1. 事業承継税制の見直し

(1) 法人版事業承継税制

非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件について、贈与の直前において対象会社の役員等であることとする。

(2) 個人版事業承継税制

個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度における事業従事要件について、贈与の直前において対象事業に従事していたこととする。

(3) 改正の時期

上記の改正は、2025年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。

2. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

2025年3月31日までとなっていた、直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限を2年延長する。

【減税】

企業が地方公共団体に寄附をした場合、最大で寄附額の90%の減税効果がある制度です。寄附活用事項に係る執行上のチェック機能の強化や活用状況の透明化等の見直しを行い、期限を3年延長します。

【一】

非適格合併等により資産等の移転を受けた合併法人において、一定の金額を税務上、資産調整勘定又は差額負債調整勘定として5年均等で損金又は益金の額に算入していくこととなります。

債務超過の場合で対価が支払われないときも、資産調整勘定が生ずることを明確化します。

対価省略型の非適格合併において、被合併法人の移転資産等が資産超過であり、一定の資産評定を行っていない場合には、資産・負債の差額を資本金等の額と増加額とします。

【減税】

法人版事業承継税制（特例措置）の期限は2027年12月31日までの贈与・相続となっていますが、適用期限が到来するまでの間、本税制を最大限活用できるよう、役員就任要件の見直しを行います。

現行は贈与時点で役員就任から3年以上経過していることが要件でしたが、贈与の直前で役員に就任していればOKとなります。

2028年12月31日が期限とされている個人版事業承継税制についても、贈与の場合における後継者の事業従事要件を3年以上から贈与直前で従事していればOKに変更されます。

なお、法人事業承継税制（100%猶予の特例）の期限が延長されるものではありません。

【減税】

結婚・子育て資金について1,000万円までの金額を一括贈与を受けた場合の特例について期限を2年延長します。

3. 相続税の物納制度の見直し

物納制度における物納許可限度額について、物納許可限度額の計算の基礎となる延納年数は納期限等における申請者の平均余命の年数を上限とする等の見直しを行う。

IV. その他の税目

1. 外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し

外国人旅行者向け消費税免税制度について、次の見直しを行う。

項目	見直しの内容
免税方式	輸出物品販売場において、消費税相当額を含めた価格で販売し、出国時に税関において持ち出しが確認された場合に消費税相当額を返金するリファンド方式に変更する。
免税対象物品の範囲	消耗品について、同一店舗一日あたりの購入上限額（50万円）及び特殊包装を廃止する。 また、免税販売の対象外とされている通常生活の用に供しないものの要件を廃止するとともに、金地金等の一定の物品については免税販売の対象外物品として個別に定める仕組みとする。
免税販売手続き	免税対象物品について、購入者が別途国外に配送する、いわゆる「別送」を認める取扱いを廃止する。免税店から直接海外に配送する「直送」については引き続き免税対象とすることができる。 その他、免税販売の手続きについて一定の変更を行う。
輸出物品販売場の許可要件	一般型輸出物品販売場と手続委託型輸出物品販売場の許可の区分を廃止するとともに、一定の見直しを行う。

上記の改正は2026年11月1日以後に行われる免税対象物品の譲渡等について適用することとし、「別送」の取扱いは2025年3月31日をもって廃止する。

2. リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例（消費税）

消費税におけるリース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を廃止する。なお、2025年4月1日前にリース譲渡に該当する資産の譲渡等を行った事業者の2030年3月31日以前に開始する事業年度について延払基準の方法により資産の譲渡等の対価の額を計算することができることとするとともに、2025年4月1日以後に開始する事業年度において延払基準の適用をやめた場合の賦払金の残金を10年均等で資産の譲渡等の対価の額とする等の経過措置を講ずる。

【一】

物納が認められる金額は、金銭一括納付と延納による納付が可能となる金額を控除した金額ですが、最長20年とされている延納年数を、物納許可限度額の計算上申請者の平均余命を上限とする見直しを行います。

【一】

外国人旅行者向け免税制度については、制度が不正に利用されている現状を踏まえ、出国時に税関において免税購入物品の持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度へ見直します。
旅行者は、免税店での購入から90日以内に税関の持ち出し確認を受けなければなりません。

税関による持ち出し確認が担保されることを踏まえて、免税店の事務負担軽減をはかるとともに、高級時計等のすり替え防止のため、税抜100万円以上の免税品について、商品を特定するための情報を国税庁に提供することとします。

現行制度において、税関での持ち出しが確認できず、消費税を賦課決定した者の半数以上が免税品を郵便局等から別送したと抗弁している状況を踏まえ、不正に用いられている免税品の別送を認める取扱いについては、リファンド方式への見直しを待たずに速やかに廃止します。

一般型免税店、委託型免税店の区分の廃止や、委託型免税店において免税手続きを委託できる範囲の縛りを緩和するなど、免税店の許可要件の緩和等を行います。また、免税購入対象者の要件確認手続きを見直し、外国人旅行者の利便性向上をはかります。

【増税】

ファイナンス・リース取引の貸手側の消費税の計算は、原則として、リース資産の引き渡し時に資産の譲渡があったものとして課税売上等を認識しますが、法人税法と同様にリース資産の譲渡の時期の特例の適用を受けることができます。

改正により、この特例が廃止されるため、リース資産の引き渡し時にリース資産の譲渡対価の全額を課税売上等に計上することとなります。

3. 納税通知書等に係る eLTAX 経由での送付

固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割の納税通知書等について、電子的に副本を送付することができるよう、次の措置を講ずる

- ① 納税通知書等を受けた者が電磁的方法による提供を希望する旨を申し出たときは、地方公共団体は、納税通知書等により通知した事項を、eLTAX を経由し、当該申出をした者に提供することができることとする。
- ② 過去に上記①の申出をした者に対して、同種の納税通知書等を送達するときは、地方公共団体は、納税通知書等により通知する事項を、eLTAX を経由して提供することができることとする。
- ③ 上記の改正は、法人に対して送達する納税通知書等については 2027 年 4 月 1 日以後に送達するものから、個人に対して送達する納税通知書等については 2028 年 4 月 1 日に送達するものから、それぞれ適用する。

【一】

現状は紙媒体での発行されている固定資産税の課税明細書等が eLTAX 経由で電子データでの受取が可能となります。

これにより、不動産を多数保有する事業者などは課税明細書の手入力作業から解放され、デジタル化による事務負担の軽減をはかることができます。

ただし、法人は 2027 年 4 月以降、個人は 2028 年 4 月以降と実現は少し先になります。

税制改正に関するより詳しい情報に関しては下記までお問い合わせください。

税理士法人 TOMO 税理士 小高育幸
(川崎支店) Tel.044-440-3017